

売却区分番号	広島局200-14		
見積価額	5,400円	公売保証金	1,000円
財産の表示	S n a p - o n 製品名 5 - P i e c e S o f t G r i p T o r x S c r e w d r i v e r S e t 型 番 S G D T X 5 0 B R		
保管状況等	広島国税局において保管しています。		
特記事項	公売財産の下見会は実施しません。 ラッピングの破れ等があり、外箱等に傷み等がある可能性があります。 ラッピングは未開封ですが、内容物に傷、汚れ等があります。 開封しての本体状態確認、動作確認等はしていません。 公売財産の画像は、国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。 記載内容は、正確な内容を保証するものではありません。 公売財産については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、広島国税局が適格請求書を交付します。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 買受人は、売却決定後、買受代金を全額納付した時に公売財産を取得します。 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。 買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。 公売財産の引渡しに伴う費用（運送代金等）は買受人が負担してください。 公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。		
インターネット	この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。 国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。		

広島国税局公売財産



※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

広島国税局公売財産



※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

売却区分番号

広島局 200 - 14

広島国税局公売財産



※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

広島国税局公売財産



※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。